



# 愛媛県報

発行 愛媛県

平成20年11月7日金曜日 第2014号

### ◇ 目次 ◇ 告 示

大規模小売店舗の届出に係る市町等の意見の概要.....	1186
土地改良区役員の就退任の届出（2件）.....	1186
道路の供用開始（県道長井方堀江線）.....	1187
開発行為に関する工事の完了（2件）.....	1187
道路の供用開始（県道宇和島下波津島線）.....	1187

道路の区域変更（県道大洲長浜線）.....	1187
道路の供用開始（ " ）.....	1188
道路の区域変更（一般国道378号）.....	1188
道路の供用開始（ " ）.....	1188
<b>公 告</b>	
ふく取扱者試験の施行.....	1188

### 告 示

#### ○愛媛県告示第1566号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により市町から聴取した意見及び同条第2項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。

これらの意見は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに松山市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

平成20年11月7日

愛媛県知事 加戸守行

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	法第8条第1項の規定により市町から聴取した意見の概要	法第8条第2項の規定により述べられた意見の概要
ドン・キホーテ松山店	松山市土居田町133-1他	生活環境保持の見地からの意見はなし。	<ul style="list-style-type: none"> <li>治安悪化や騒音問題等が懸念されるため24時間営業を中止すること。</li> <li>店舗周辺の通学路上の安全対策を徹底すること。</li> <li>夜間の騒音対策や駐車場への青少年等の娯楽防止を徹底すること。</li> <li>苦情窓口（責任者）を設置すること。</li> <li>警備員を配置するなど、適切な施設管理を行うこと。</li> <li>早朝、夜間の荷さばきを中止すること。</li> <li>屋外照明、広告塔照明等について、景観に配慮すること。</li> </ul>

#### ○愛媛県告示第1567号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、松山市土土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成20年11月7日

愛媛県中予地方局長 梅木 要

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	松 本 峰 夫	松山市泊町104番地
"	小 池 哲 也	松山市泊町885番地
"	萩 野 耕 司	松山市泊町552番地
"	門 屋 明 人	松山市泊町758番地
"	小 池 真 悟	松山市泊町971番地
監 事	山 田 陽	松山市泊町574番地
"	中 村 善 文	松山市泊町577番地

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	松 本 峰 夫	松山市泊町104番地
"	小 池 哲 也	松山市泊町885番地
"	萩 野 耕 司	松山市泊町552番地
"	小 池 進	松山市泊町765番地
"	小 池 真 悟	松山市泊町971番地
監 事	中 川 保	松山市泊町513番地
"	中 村 善 文	松山市泊町577番地

#### ○愛媛県告示第1568号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、北条市土土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成20年11月7日

愛媛県中予地方局長 梅木 要

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
監 事	西 原 栄 治	松山市北条辻1173番地

役員の種類	氏 名	住 所
監 事	大 澤 展 正	松山市北条辻339番地

退 任

○愛媛県告示第1569号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成20年11月7日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	長井方堀江線	松山市菅沢町甲800番4から 同町乙390番7まで	平成20年11月7日

○愛媛県告示第1570号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成20年11月7日

愛媛県中予地方局長 梅 木 要

検査済証の番号 及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は 工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた 者の住所及び氏名
20中局建（開）第38号 平成20年10月30日	伊予市上三谷字工文所甲484番1、甲484番5、甲484番6及び甲485番4	八幡浜市若山2番耕地38番地5 五百竹 英 司

○愛媛県告示第1571号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成20年11月7日

愛媛県中予地方局長 梅 木 要

検査済証の番号 及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は 工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた 者の住所及び氏名
20中局建（開）第37号 平成20年10月28日	東温市牛渕字葛原950番3及び950番4	八幡浜市松柏丙827番地 大 野 法 行

○愛媛県告示第1572号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成20年11月7日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	宇和島下波津島線	宇和島市津島町北灘字榎畠乙1598番4から 同町北灘字池ノ谷乙1586番6まで	平成20年11月7日

○愛媛県告示第1573号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成20年11月7日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	大洲長浜線	大洲市春賀甲2024番3から 同市八多喜町乙22番10まで	旧	メートル 10.4~41.8	キロメートル 0.315	
			新	8.6~41.8	0.312	

○愛媛県告示第1574号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成20年11月7日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	大洲長浜線	大洲市春賀甲2024番3から 同市八多喜町乙22番10まで	平成20年11月7日

○愛媛県告示第1575号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局西予土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成20年11月7日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
一 般 国 道	378号	西予市三瓶町蔵貫浦1486番3から 同町蔵貫浦1486番3まで	旧	メートル 5.0~6.2	キロメートル 0.018	
			新	12.0~16.0	0.018	

○愛媛県告示第1576号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局西予土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成20年11月7日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
一 般 国 道	378号	西予市三瓶町蔵貫浦1486番3から 同町蔵貫浦1486番3まで	平成20年11月7日

公 告

○公 告

ふぐ取扱者試験の施行について

愛媛県ふぐ取扱者条例（昭和27年愛媛県条例第63号）第4条の規定による平成20年度ふぐ取扱者試験を次のとおり施行する。

平成20年11月7日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 試験の日時及び場所

試 験 別	日 時	場 所
学 科 試 験	平成21年2月17日(火)午後1時30分	松山市一番町四丁目4番地2 愛 媛 県 庁
実 地 試 験	平成21年3月18日(水)午前10時	松山市旭町107番地 愛媛調理製菓専門学校

2 受験願書の提出期間

平成21年1月5日(月)から16日(金)まで。ただし、郵送による場合は、同日までの消印のあるものは、受け付ける。

3 受験願書の提出先

県内居住者については住所地为管轄する保健所と、県外居住者については愛媛県保健福祉部健康衛生局薬務衛生課とする。

4 試験科目

試験は、次に掲げる科目について学科試験を行い、学科試験の合格者について実地試験を行う。

- (1) 衛生法規
- (2) 食品衛生学
- (3) 魚類学

5 その他

受験についての必要事項は、受験票により指示する。